

平成 25 年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 49 号

平成 25 年 5 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 25 年 5 月 8 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 25 年 5 月 15 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 25 年 5 月 15 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（三枝邦彦君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

おはようございます。

本日、平成 25 年 5 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の付議事件は、専決処分の承認についてが 2 件、消防自動車の購入についてが 1 件、委員会の設置についてが 1 件、人事案件が 3 件の合計 7 件でございます。人事案件には、任期満了に伴います常任委員会委員、議会運営委員会委員の改選が含まれております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（三枝邦彦君）

本日、9時より、議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、本日5月15日委員会室において、今期5月議会臨時会の会期、日程等につきまして協議をいたしました。

会期でございますが、本日1日を予定しております。

会議の進め方でございますが、まず執行部より議案第1号から議案第3号までの説明を受け、全議案の質疑を行います。質疑が終わりますと、議案第1号から議案第3号までの討論、採決をお願いいたします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の改選期となっておりますので、改選を行う予定にしております。

また、議会広報特別委員会についても議員提案による設置議案が提出される予定となっております。

その後、議会広報特別委員会委員の選任を行い、今期5月議会臨時会を閉会する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

平成 25 年 5 月 15 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（上川正衛君）
10 番（川口幸路君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（井上正清君）	14 番（三枝邦彦君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（中井俊博）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長代理（奥村 忠）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病院事務長（三木俊明）
水 道 課 長（川本公義）	出納室課長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課課長補佐（川田順也）
総 務 課 係 長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成25年5月土庄町議会臨時会

議事日程（第1号）

（平成25年5月15日招集）

平成25年5月15日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号：専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 議案第2号：専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第3号：消防自動車の購入について
- 第 6 決定第1号：常任委員会委員の選任について
- 第 7 決定第2号：議会運営委員会委員の選任について
- 第 8 発議第1号：議会広報特別委員会の設置について
- 第 9 決定第3号：議会広報特別委員会委員の選任について

開会、開議

○議長（三枝邦彦君）

ただいま議会運営委員長からの報告のありましたとおり、本臨時会は、本日 1 日を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年 5 月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（三枝邦彦君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 7 番 泊満夫君、8 番 山本良熙君を指名いたします。

会期の決定

○議長（三枝邦彦君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 3 号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町税条例

の一部を改正する条例の件から、日程第 5、議案第 3 号、消防自動車の購入についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

おはようございます。

それでは、本議会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いいたします。議案書の 1 ページをお開きください。審議資料は 1 ページから 8 ページになっております。議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、内容につきましては 2 ページから 5 ページになります。土庄町税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴うものでございます。主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

1 点目でございますが、平成 25 年 1 月から復興特別所得税が課税されておりますので平成 26 年度から平成 50 年度までの期間、住民税寄付金控除額が減少するというところでございます。

2 点目でございますが、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴いまして、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置の廃止をすることでございます。

3 点目でございますが、国税の見直しに合わせまして町税に係る延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものでございます。

4 点目でございますが、個人住民税におけます住宅借入金等特別税額控除につきまして、4 年間延長いたしまして控除限度額を増額するというところでございます。

5 点目でございますが、東日本大震災によりまして居住用家屋が滅失し、その土地を相続人が譲渡する場合につきまして、長期譲渡所得の課税の特例を受けるということでございます。

6 点目でございますが、東日本大震災によりまして居住用家屋が滅失いたしまして、納税義務者が住宅を再取得又は増改築をいたしまして、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までに居住した場合に、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の創設をしたというところでございます。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。審議資料は9ページから11ページになります。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについてでございます。内容につきましては、8ページ・9ページに渡っております。土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の軽減制度の延長を行うものでございます。特定世帯の現行の軽減制度からさらに3年間、4分の1の減額を行うというものでございます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。審議資料は13ページから16ページに渡っております。

議案第3号、消防自動車の購入についてでございますが、土庄分団の消防ポンプ自動車を、金額1,940万4,000円で、有限会社カードック岡田代表取締役 岡田謙司から購入しようというものでございます。

以上でございます。

提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第3号）

○議長（三枝邦彦君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。ただ今、議題となっております議案第1号から議案第3号までの各議案について、一括で質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

○議長（三枝邦彦君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

議案第2号、専決処分の国民健康保険税条例の一部改正についてでありますけれども、審議資料の9ページなんです（1）の下のところでも聞きたいんですけど、特定同一世帯所属者というところなんですけど、後期高齢者医療制度との関係が書いてないんですけども、今の説明だけでは、国民健康保険制度だけの説明になっていると思いますんで、そこら辺詳しくお伺いしたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三枝邦彦君）

福祉課長 須波宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

福本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この度の改正につきましては、総務課長より提案理由のご説明がありましたとおり、従来国民健康保険において特定世帯として税の軽減措置がありましたものに、特定継続世帯という規定を追加して期間を延長するという考え方でございます。

順番に申しあげますと、国民健康保険におきましては、2人世帯の内お一方が75歳に達しますと、後期高齢者医療に移行いたします。残る1人世帯の方をいわゆる特定世帯として世帯の平等割額を5年間、2分の1軽減するという措置がとられてまいりました。

この度の改正で、引き続き3年間同様の世帯の状況でありましたら、特定継続世帯として、世帯の平等割額を4分の1軽減するという取扱いがなされたものでございます。今回の税条例の一部改正につきましては、特定継続世帯に係る規定を追加した内容になっております。

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますので、議案第1号から議案第3号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第3号）

○議長（三枝邦彦君）

これより、討論採決に入ります。

日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第5、議案第3号、消防自動車の購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 43 分
再 開 午前 9 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（井上正清君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、議長 三枝邦彦君から議長辞職願が提出されました。この際、議長辞職についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議長辞職について

○副議長（井上正清君）

異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

地方自治法第 117 条の規定により、三枝邦彦君の退席を求めます。

（三枝邦彦君 退席）

○副議長（井上正清君）

辞職願を職員に朗読させます。

(辞職願 事務局長が朗読)

○副議長 (井上正清君)

お諮りいたします。

三枝邦彦君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○副議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、三枝邦彦君の議長職辞職を許可することに決定しました。三枝邦彦君の入場を許可します。

(三枝邦彦君 入場)

○副議長 (井上正清君)

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

議長の選挙

○副議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行うことに決定しました。

休憩

○副議長 (井上正清君)

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 48 分

再 開 午前 9 時 49 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（井上正清君）

再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は 14 名であります。

お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番 上川正衛君、10 番 川口幸路君を指名したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 9 番 上川正衛君、10 番 川口幸路君を指名いたします。

○副議長（井上正清君）

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○副議長（井上正清君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(確 認)

○副議長（井上正清君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長（井上正清君）

異常なしと認めます。

これにより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○副議長（井上正清君）

事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番 福本耕太議員、2 番 濱中幸三議員、3 番 山田建之議員、4 番 山崎勝義議員、5 番 佐々木邦久議員、6 番 川本貴也議員、7 番 泊満夫議員、8 番 山本良熙議員、9 番 上川正衛議員、10 番 川口幸路議員、11 番 太田和博議員、12 番 藤本誠助議員、14 番 三枝邦彦議員、13 番 井上正清議員、以上でございます。

○副議長（井上正清君）

投票もれはありませんか。

(確 認)

○副議長（井上正清君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○副議長（井上正清君）

開票を行います。

9 番 上川正衛君、10 番 川口幸路君、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（井上正清君）

投票の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、そのうち有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票中、三枝邦彦君 11 票、藤本誠助君 1 票、山本良熙君 1 票、福本耕太君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.5 票であります。

よって、三枝邦彦君が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○副議長（井上正清君）

ただいま、議長に当選されました三枝邦彦君が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

三枝邦彦君、議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○14 番（三枝邦彦君）

それでは皆様、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

ただいま選挙によりまして不肖私が議長職という大役に指名をいただき、大変光栄に存じております。

わが町は少子高齢化、人口減少が急速に進む中、大型事業の実施により極めて厳しい財政状況が予想されております。住民福祉の向上をはじめ、町政発展には重要な課題が山積しており、選択と集中、創意と工夫により、柔軟かつ的確に対応し、力いっぱい頑張りたいと決意を新たにいたしております。浅学菲才ではございますが、ご指名いただいた以上は、皆様のご指導とご協力を仰ぎつつ、全力で努力をいたしたいと思っております。大変簡単ではございますが、以上私の決意表明に代えさせていただきたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

（拍手）

○副議長（井上正清君）

これをもって、議長席を新議長と交代いたします

三枝邦彦君、議長席にお着き願います。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 03 分
再 開 午前 10 時 04 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（三枝邦彦君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、副議長井上正清君から副議長辞職願が提出されました。この際、副議長辞職についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

副議長辞職について

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。地方自治法第 117 条の規定により、井上正清君の退席を求めます。

（井上正清君 退席）

○議長（三枝邦彦君）

辞職願を職員に朗読させます。

（辞職願 事務局長が朗読）

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

井上正清君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、井上正清君の副議長辞職を許可することに決しました。井上正清君の入場を許可します。

(井上正清君 入場)

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

副議長の選挙

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として選挙を行うことに決しました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 05 分

再 開 午前 10 時 06 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（三枝邦彦君）

再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（三枝邦彦君）

ただ今の出席議員は 14 名であります。

お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番 太田和博君、12 番 藤
本誠助君を指名いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 11 番 太田和博君、12 番 藤本誠助君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（三枝邦彦君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(確 認)

- 議長（三枝邦彦君）
配布もれなしと認めます。
投票箱を改めます。

(投票箱点検)

- 議長（三枝邦彦君）
異常なしと認めます。
これより投票に移ります。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。
- 議会事務局長（鳥井基史君）
それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。
- 1 番 福本耕太議員、2 番 濱中幸三議員、3 番 山田建之議員、4 番 山崎勝義議員、5 番 佐々木邦久議員、6 番 川本貴也議員、7 番 泊満夫議員、8 番 山本良熙議員、9 番 上川正衛議員、10 番 川口幸路議員、11 番 太田和博議員、12 番 藤本誠助議員、13 番 井上正清議員、14 番 三枝邦彦議員、以上でございます。

- 議長（三枝邦彦君）
投票もれはありませんか。

(確 認)

- 議長（三枝邦彦君）
投票もれなしと認めます。
投票を終了いたします。
- 議長（三枝邦彦君）
開票を行います。
11 番 太田和博君、12 番 藤本誠助君、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

- 議長（三枝邦彦君）
選挙の結果を申し上げます。
投票総数 14 票、そのうち有効投票 13 票、無効投票 1 票です。
有効投票中、井上正清君 10 票、山本良熙君 1 票、藤本誠助君 1 票、福本耕太君 1 票。

この選挙の法定得票数は 3.25 票であります。
よって、井上正清君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長（三枝邦彦君）

ただいま、副議長に当選されました井上正清君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

井上正清君、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○13 番（井上正清君）

一言ごあいさつ申し上げます。

ただ今、選挙によりまして副議長という重責を指名いただきました。

誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

お見かけのとおり若輩者でございますが、議員皆様のご協力をいただき新議長を補佐し、住民福祉の向上と町政発展のために、その任務を全うしたいと思っております。今後とも一層のご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

誠にありがとうございました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

なお、この後常任委員会の改選を行う予定になっておりますので、休憩中に常任委員会についてのご協議をお願いいたします。

議員控室にお集まりいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 19 分

再 開 午前 10 時 44 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

常任委員会委員の選任

- 議長（三枝邦彦君）

日程第 6、決定第 1 号常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。常任委員会の任期は、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、2 年となっておりますので、本日改選いたしたいと思っております。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

- 議長（三枝邦彦君）

議会事務局長。

- 議会事務局長(鳥井基史君)

それでは、各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

まず総務建設常任委員会、福本耕太議員、山田建之議員、山崎勝義議員、佐々木邦久議員、川本貴也議員、川口幸路議員、井上正清議員、以上 7 名でございます。

続きまして、教育民生常任委員会、濱中幸三議員、泊満夫議員、山本良熙議員、上川正衛議員、太田和博議員、藤本誠助議員、三枝邦彦議員、以上 7 名でございます。

- 議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、それぞれ指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

休憩

- 議長（三枝邦彦君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 47 分
再 開 午前 10 時 48 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

常任委員会正副委員長の決定

- 議長（三枝邦彦君）
各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

- 議長（三枝邦彦君）
議会事務局長、鳥井基史君。

- 議会事務局長（鳥井基史君）
各常任委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。

総務建設常任委員会委員長 川本貴也委員、副委員長 山崎勝義委員、続きまして、教育民生常任委員会委員長 濱中幸三委員、副委員長 泊満夫委員、以上で

ございます。

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、報告のとおりでございます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

なおこの後、議会運営委員会の改選を行う予定になっております。

休憩中に議会運営委員会についてのご協議をお願いいたしたいと思っておりますので、議員控室にお集まりいただきたいと思っております。

休 憩 午前 10 時 50 分

再 開 午前 11 時 09 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（三枝邦彦君）

再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

○議長（三枝邦彦君）

日程第 7、決定第 2 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。
議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、
議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、議会運営委員会委員の氏名を職員に朗読させます。

○議長（三枝邦彦君）

議会事務局長、鳥井基史君。

○議会事務局長(鳥井基史君)

それでは、議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。

福本耕太議員、濱中幸三議員、佐々木邦久議員、川本貴也議員、太田和博議
員、藤本誠助議員、井上正清議員、以上 7 名でございます。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しまし
た。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 11 分

再 開 午前 11 時 12 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の決定

- 議長（三枝邦彦君）
議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。
- 議長（三枝邦彦君）
議会事務局長、鳥井基史君。
- 議会事務局長（鳥井基史君）
議会運営委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。
委員長 太田和博委員、副委員長 佐々木邦久委員、以上でございます。
- 議長（三枝邦彦君）
ただ今、報告のとおりでございます。よろしく願いいたします。

休憩

- 議長（三枝邦彦君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 13 分

再 開 午前 11 時 32 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

- 議長（三枝邦彦君）
お諮りいたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員、川口幸路君、山本良熙君が辞職されましたので、この際小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第3号としてただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。

よって、この際小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第3号としてただちに選挙を行うことに決しました。

小豆地区広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により補欠選挙を行います。

- 議長（三枝邦彦君）
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

- 議長（三枝邦彦君）
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長 (三枝邦彦君)

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、川本貴也君、瀨中幸三君を指名いたします。

○議長 (三枝邦彦君)

お諮りいたします。

ただ今、朗読いたしましたとおり小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長 (三枝邦彦君)

お諮りいたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員、川口幸路君、山本良熙君が辞職されましたので、この際土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 4 号としてただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、この際土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 4 号としてただちに選挙を行うことに決しました。

土庄町小豆島町環境衛生組規則第 5 条第 3 項の規定により補欠選挙を行い

ます。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に、川本貴也君、濱中幸三君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただ今、朗読いたしました土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただ今、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員、川口幸路君が辞職されましたので、この際伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第5号としてただちに議題といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第5号としてただちに選挙を行うことに決しました。

伝法川防災溜池事業組合同約第5条第3項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、川本貴也君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただ今、朗読いたしましたとおり伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました川本貴也君が伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました。

ただ今、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました川本貴也君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員、山本良熙君が辞職されましたので、この際香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 6 号としてただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 6 号としてただちに選挙を行うことに決しました。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 4 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、濱中幸三君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただ今、朗読いたしました香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人
と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました濱中幸三君が香川県後期高齢者医療広域
連合議会議員に当選されました。

ただ今、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました濱中幸三
君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、
当選の告知をいたします。

小豆医療組合議会議員の補欠選挙

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

小豆医療組合議会議員、井上正清君、川口幸路君、山本良熙君、上川正衛君
が辞職されましたので、この際小豆医療組合議会議員の補欠選挙についてを日
程に追加し、選挙第 7 号としてただちに議題といたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際小豆医療組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第7号としてただちに選挙を行うことに決しました。

小豆医療組合同規約第6条第2項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（三枝邦彦君）

小豆医療組合議会議員に、川本貴也君、濱中幸三君、山田建之君、佐々木邦久君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただ今、朗読のとおり小豆医療組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が小豆医療組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆医療組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますの

で、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩

○議長（三枝邦彦君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 44 分
再 開 午前 11 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

議会広報特別委員会の設置

○議長（三枝邦彦君）
日程第 8、発議第 1 号、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。
発議第 1 号は、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（三枝邦彦君）
11 番 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）
発議第 1 号、議会広報特別委員会の設置について趣旨説明をさせていただきます

す。土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。委員会の名称、議会広報特別委員会、設置の期間、議決の日から任期満了日まで、委員の定数 7 名、設置の理由、議会活動を広く住民に知らせ、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、本委員会を設置するものである。平成 25 年 5 月 15 日、以上です。

質疑

○議長（三枝邦彦君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

ただいま説明のありました発議 1 号について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、発議第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決

○議長（三枝邦彦君）

これより、討論、採決を行います。

日程第 8、発議第 1 号、議会広報特別委員会の設置について、について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

- 議長（三枝邦彦君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 47 分
再 開 午前 11 時 48 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（三枝邦彦君）
日程第 9、決定第 3 号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

- 議長（三枝邦彦君）
議会事務局長 鳥井基史君。
- 議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議会広報特別委員会委員の氏名を申し上げます。
福本耕太議員、山崎勝義議員、佐々木邦久議員、泊 満夫議員、
山本良熙議員、井上正清議員、三枝邦彦議員、以上7名でございます。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決
しました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 49 分

再 開 午前 11 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（三枝邦彦君）

再開いたします。

議会広報特別委員会正副委員長の決定

○議長（三枝邦彦君）

議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。

○議長（三枝邦彦君）

議会事務局長 鳥井基史君。

○議会事務局長（鳥井基史君）

議会広報特別委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。

委員長に泊 満夫委員、副委員長に山本良熙委員、以上でございます。

○議長（三枝邦彦君）

ただいま報告のとおりでございます。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 51.分

再 開 午前 11 時 56 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

議員の派遣

- 議長（三枝邦彦君）
お諮りいたします。
閉会中に議員の派遣についての申出書が提出されております。
議員の派遣については、会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって、この際、議員の派遣についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決しました。
お諮りいたします。
お手元に配布いたしております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって、申出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

- 議長（三枝邦彦君）
お諮りいたします。
各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（三枝邦彦君）
-

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（三枝邦彦君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 25 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。長時間誠に皆様でございました。

閉 会 午前 11 時 59 分